第二部 出產手当金

I 調査の概要

1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険(法第3条第2項被保険者を除く。)の出産手当金の受給者の状況を 調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の対象

平成30年10月の出産手当金受給者全員を調査対象としている。

3. 調査事項

受給者の年齢、標準報酬月額、支給日数、支給金額、支給回数及び事業所の状況。

Ⅱ 調査結果の概要

調査対象件数は 16,704 件である。協会けんぽ月報の出産手当金実績件数との差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

1. 年齢階級別の支給状況

年齢階級別に支給件数の構成割合をみると、平成 30 年度において 30~34 歳が 36.34%で最も高く、次いで 25~29 歳(27.80%)が高く、20 代後半から 30 代で件数割合の 9 割弱を占めている。(表 1)

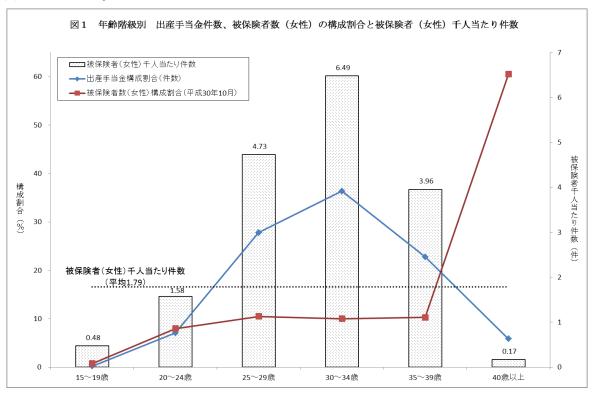
表1 年齢階級別支給件数の構成割合の推移

(単位:%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
15~19歳	0. 20	0. 17	0. 17	0.24	0. 21	0. 20
20~24歳	6. 45	6. 51	7.01	6. 96	7. 45	7.05
25~29歳	28. 52	26. 90	26. 31	27.62	26. 83	27.80
30~34歳	37. 67	38. 46	38. 48	36. 91	36. 96	36. 34
35~39歳	22. 53	22.77	22.87	22. 32	22. 53	22.78
40歳以上	4. 63	5. 20	5. 17	5. 95	6. 02	5. 83

機密性1

出産手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者(女性)の年齢階級別構成割合と比較したものが図1である。20代後半から30代までは被保険者(女性)の構成割合に比べ、出産手当金の構成割合が高くなっている。



1件当たり日数の平均は83.08日であり、適用種別別にみると、強制適用が83.08日、任意適用が83.65日となっている。また、1件当たり金額の平均は413,659円であり、適用種別別にみると、強制適用が413,862円、任意適用が397,600円となっている。(表2)

1件当たり日数(日) 1件当たり金額 (円) 数 強制適用 任意適用 総 強制適用 任意適用 数 総 数 83.08 83.08 83.65 413,659 413, 862 397,600 15~19歳 75.97 75.97 279, 378 279, 378 20~24歳 82.30 82.36 88.64 351, 229 350, 881 388, 128 25~29歳 83.44 83.50 77.44 396, 027 396, 529 347, 950 30~34歳 83.57 83.56 84. 29 419,019 419, 250 396, 994 35~39歳 82.66 82.61 85.53 437, 130 437, 527 412, 311 40歳以上 81.15 80.98 87.00 452,608 452, 442 458, 446

表 2 適用種別別・年齢階級別支給状況

2. 事業所の業態、規模別の支給状況

事業所の業態別に出産手当金の件数の構成割合をみると、医療業・保健衛生(22.98%)、社会保険・社会福祉・介護事業(17.52%)、飲食料品以外の小売業(7.49%)が高くなっており、この3業態で件数割合の約50%を占めている。

出産手当金の件数の構成割合を被保険者(女性)の業態別の構成割合と比較すると、医療業・保健衛

機密性1

生、社会保険・社会福祉・介護事業、対個人サービス業は出産手当金構成の割合が高く、一方、公務、 食料品・たばこ製造業、飲食料品小売業は低くなっている。(分析表第2表)

業態別に被保険者(女性)千人当たり件数をみたものが図2である。情報通信業、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業が高く、一方、公務、鉱業・採石業・砂利採取業、農林水産業は低くなっている。

被保険者千人当たり件数を事業所の規模別にみると、件数の構成割合では $100\sim299$ 人の規模が 21.76%で最も高く、次いで 500 人以上(18.83%)、 $50\sim99$ 人(13.18%)となっている。(表 3)

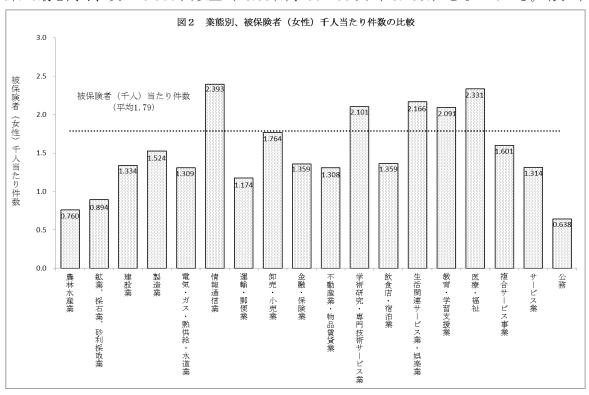


表3 事業所の規模別・適用種別別 支給状況

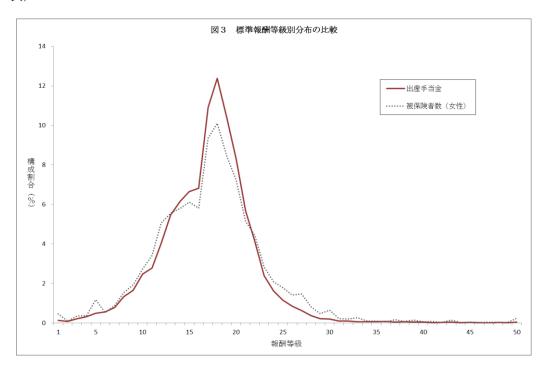
(単位:%)

	件数	ての	割 合	(参考)
	総数	強制適用	任意適用	被保険者数(女性)
総数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	1. 49	1.27	18.66	3. 66
3 · 4人	2. 36	2.05	26. 79	4. 48
4人以下(再)	3.85	3. 32	45. 45	8. 14
5~9人	7. 50	7. 12	37. 32	8. 68
10~19人	9.05	9.04	10.05	10. 25
20~29人	7. 33	7. 38	2.87	6. 95
30~49人	9. 10	9. 20	0.96	8. 52
50~99人	13. 18	13. 33	0.96	12. 29
100~299人	21.76	22.03	-	18. 98
300~499人	9. 41	9. 52	0.48	7. 43
500人以上	18.83	19.04	1.91	18. 76
1,000人以上(再)	10.00	10. 13	_	11. 22

機密性1

3. 標準報酬等級別の支給状況

出産手当金の支給件数について標準報酬等級別の構成割合をみると、18級(220千円)が12.38%で最も高くなっている。被保険者(女性)の標準報酬等級別の分布と比較すると図3のようになり、出産手当金の受給者は、6級、14級から21級、36級、48級が被保険者(女性)より高くなっている。(分析表第4表)



4. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数の割合をみると、61日以上に該当する受給者で件数の割合の83.05%を占めている。 また、1日当たりの金額をみると、61日以上が5,000円と最も高くなっている。(表 4)

日当たり 数 階 級 件数の 割 合 金額 日 (円) (%) 総 数 100.00 4,979 $1 \sim 10 日$ 0.74 4, 452 11~20日 0.96 4, 447 21~29日 1.51 4,639 30日 1.16 4,392 4,722 31日 1.11 32~40日 2.23 4,619 41~50日 4,734 3.47 51~60日 5.78 4,846 61日以上 83.05 5,000

表 4 支給日数別 支給状況

5. 減額支給の支給状況

出産手当金は出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前 42 日(多胎妊娠の場合においては、98 日)から出産の日後 56 日までの間において労務に服さなかった期間に支給される(健康保険法第 102 条)。また、傷病手当金が支給された場合や、報酬の全部または一部を受けることができる場合には、全部または一部が支給停止される(同法第 103 条、第 108 条第 1 項)。

今回の調査客体のうち、出産手当金の全部または一部が支給停止となっているものは 4,980 件であり、全体の 29.81%となっている。支給日数 (一部減額されて支給された日数を含む。)は 419,049 日であり、全額不支給の日数は 22,923 日となっている。また、減額金額(全額不支給となった金額は含まない。)は 5,407 万円となっている。(表 5)

減額	事	由	件	数	日	数	金	額	減	額	金	額	不支	に給	日数
								(千円)			(∃	F円)			
総	1	数		4,980)	419, 049	2,	099,842			54,	073		2	2, 923
報酬の一	一部	支給		4,719)	397, 050	1,	994, 404			51,	537		2	0,878
₹ 0.)	他		261		21, 999		105, 438			2,	536		:	2, 045

表 5 減額事由別減額者への支給状況

- 注1 「件数」は、減額期間または不支給期間がある者に係るものである。
 - 2 「日数」は、一部減額されて支給された日数を含む。(全額不支給の日数は含まない。)
 - 3 「金額」は、支給された金額である。 (一部支給の金額を含む。)
 - 4 「減額金額」は、一部減額となった金額である。(全額不支給の金額は含まない。)
 - 5 「不支給日数」は、全額不支給の日数である。

6. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の構成割合では東京が 11.79%を占めていて最も高く、次いで 大阪 (7.81%)、福岡 (5.75%)、愛知 (5.41%)、兵庫 (3.42%) の順となっている。

被保険者(女性)千人当たり件数を都道府県別に比較すると、沖縄(3.638 件)、鳥取(2.952 件)、宮崎(2.728 件)、佐賀(2.638 件)が高く、一方、埼玉(1.283 件)、香川(1.299 件)、北海道(1.336 件)は低くなっている。

平均支給期間をみると、長いのは香川 (88.46 日)、山梨 (88.39 日)、兵庫 (88.11 日) などであり、短いのは鳥取 (66.51 日)、宮崎 (71.52 日)、秋田 (72.35 日) などとなっている。

全受給者に対する減額者の割合は、群馬 (38.03%)、三重 (37.86%)、愛知 (35.55%) の順で高くなっており、佐賀 (17.50%)、山形 (19.35%)、秋田 (22.45%) の順で低くなっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、和歌山(4.76%)、徳島(4.31%)、愛知(3.54%)の順で高くなっており、山形(0.00%)、島根(0.00%)、富山(0.50%)の順で低くなっている。(表 6)

表 6 都道府県別 支給状況

	調査	件 数	千人当たり件	4 /4 // t to D	4 /th 1/t - 10 A	77 14 -t- 40 Hn HH	>+#= + . o. b. v.	資格喪失者の
	実 数	全体に占める 割 合 (%)	数 (1ヶ月当 たり)	1件当たり日 数(日)	1件当たり金 額(円)	平均支給期間 (日)	減額者の占める割合(%)	占める割合 (%)
総数	16, 704	100.00	1. 786	83.08	413,659	83.08	29.81	2. 17
北 海 道	540	3.23	1. 336	75. 11	366, 611	75. 11	30.74	2.78
青 森	228	1.36	1.944	79. 21	330, 962	79. 21	25.00	1.32
岩 手	185	1.11	1. 692	78. 23	329, 813	78. 23	29.73	2. 16
宮城	302	1.81	1.743	82.86	379, 307	82.86	33. 11	1.32
秋 田	147	0.88	1.690	72.35	301, 081	72. 35	22.45	0.68
山形	248	1.48	2. 331	73. 92	316, 722	73. 92	19.35	-
福島	395	2.36	2. 367	82.96	376, 367	82. 96	24. 56	0.51
茨 城	284	1.70	1. 696	86. 42	444,004	86. 42	35. 21	0.70
栃 木	256	1.53	1. 992	84. 56	429, 687	84. 56	32.03	0.78
群 馬	234	1.40	1.667	86. 51	410,014	86. 51	38. 03	2.14
埼 玉	378	2.26	1. 283	86. 78	444, 649	86. 78	25. 13	3.44
千 葉	325	1.95	1. 513	84. 57	448, 428	84. 57	28. 31	1.23
東京	1,970	11.79	1. 596	86.77	490, 573	86.77	28. 93	1. 93
神 奈 川	551	3.30	1.520	85.06	467, 502	85.06	30.85	2.54
新 潟	381	2.28	1.917	83. 14	388, 455	83. 14	28.08	2.62
富山	199	1.19	1. 916	86. 22	393, 541	86. 22	23. 12	0.50
石 川	229	1.37	2.009	82.11	382, 856	82. 11	29. 26	2.62
福井	173	1.04	2. 203	83. 35	384, 556	83.35	24.86	2.31
山 梨	127	0.76	2.048	88. 39	451, 581	88. 39	32. 28	2.36
長 野	276	1.65	1.686	84.75	406, 262	84. 75	30. 07	3. 26
岐 阜	256	1.53	1. 523	81.14	412,042	81. 14	35. 55	0.78
静岡	426	2.55	1.683	82.96	405, 819	82. 96	24. 18	2.35
愛知	903	5.41	1. 691	86. 45	457, 402	86. 45	35. 55	3.54
三 重	206	1.23	1.626	81.44	394, 101	81. 44	37. 86	3.40
滋賀	208	1.25	2. 483	85. 69	441, 264	85. 69	30. 29	1.92
京 都	358	2.14	1.706	85. 27	432, 454	85. 27	31. 28	2. 23
大 阪	1, 305	7.81	1.761	87. 28	475, 355	87. 28	33. 79	1.99
兵 庫	572	3.42	1.635	88.11	463, 450	88. 11	31.64	2.62
奈 良	127	0.76	1.745	83. 56	442, 135	83. 56	28. 35	0.79
和歌山	105	0.63	1. 525	82.90	381, 420	82. 90	32. 38	4. 76
鳥 取	164	0.98	2. 952	66. 51	281,634	66. 51	25. 61	1.83
島根	136	0.81	2. 106	76. 54	308, 830	76. 54	33.82	-
岡山	340	2.04	1. 904	86. 37	416, 986	86. 37	31. 18	1.47
広 島	461	2.76	1.826	85. 01	420, 388	85.01	25.81	2. 17
ЩП	156	0.93	1. 496	81. 33	379, 719	81. 33	30. 13	2.56
徳島	116	0.69	1.688	87. 57	401, 154	87. 57	29. 31	4.31
香川	119	0.71	1. 299	88. 46	409, 693	88. 46	35. 29	0.84
愛媛	210	1.26	1.722	86. 72	395, 789	86. 72	32. 38	3. 33
高知	105	0.63	1. 534	84. 12	377, 436	84. 12	28. 57	0.95
福岡	961	5. 75	2. 132	79. 41	383, 225	79. 41	30.07	3. 33
佐 賀	200	1.20	2. 638	74.71	339, 014	74. 71	17. 50	1.00
長 崎	240	1.44	2.026	81. 30	368, 082	81. 30	27. 92	2.08
熊本	339	2.03	1. 988	81. 59	365, 091	81. 59	22.71	2.06
大 分	168	1.01	1.637	80.66	357, 229	80.66	33. 93	1.19
宮崎	285	1.71	2. 728	71. 52	319, 489	71. 52	25. 61	2.81
鹿児島	303	1.81	2. 035	80. 90	382, 524	80. 90	28. 05	2.31
沖 縄	507	3.04	3. 638	72. 37	300, 596	72. 37	31. 95	2. 76